

**営業秘密の開示の差止めを命じる米国加州判決の我が国での執行**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成26年4月24日

【事件番号】 平成23年(受)第1781号

【事件名】 執行判決請求事件

【裁判結果】 破棄差戻し

【参照法令】 民事訴訟法3条の3・118条、民事執行法22条・24条

【掲載誌】 民集68巻4号329頁、裁時1603号1頁、判時2221号35頁、判タ1401号157頁、  
金判1457号31頁、金法2006号76頁

LEX/DB 文献番号 25446379

**事実の概要**

X社(原告、控訴人、上告人、カリフォルニア州法人)と訴外A社(日本法人)は、X社が保有する眉のトリートメント技術及び情報(以下「本件技術等」という。)の日本国内における独占的使用権等をA社に付与する旨の契約を締結した。X社は、同契約に基づき、カリフォルニア州内のX社の施設において、当時A社の従業員であったY<sub>1</sub>及び同Y<sub>2</sub>(いずれも被告、被控訴人、被上告人)に対し、本件技術等を開示した。その後、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>は日本国内において眉のトリートメント及びその技術を指導することを目的とするY<sub>3</sub>社(被告、被控訴人、被上告人、日本法人)をA社とは別に設立し、A社を退職してY<sub>3</sub>社の取締役となった。A社の従業員であったY<sub>4</sub>～Y<sub>6</sub>(いずれも被告、被控訴人、被上告人)も、それぞれA社を退職し、Y<sub>3</sub>社に雇用されてその従業員となり眉のトリートメント技術を使用した。X社は、Yらによる本件技術等の不正な開示及び使用を理由に、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に対し、Yらを被告として、カリフォルニア州民法典3426.1条～3条の規定に基づく損害賠償及び差止めを求める訴えを提起した(この訴状は、外国裁判所の囑託に因る共助法に定める手続によりYらに特別送達された。)。同裁判所は、欠席判決を求めるX社の申立てを認め、Yらに対し、懲罰的損害賠償(153万余米ドル)を含む損害賠償(346万余米ドル)の支払いなどを命じるとともに、本件技術等の不正な開示及び使用の差止めを命じる旨の判決(以下「本件米

国判決」という。)を下し、これが登録されて確定した。X社は、懲罰的賠償命令部分を除いた損害賠償及び差止め命令部分について、本件米国判決を債務名義とするための執行判決を求める訴えを東京地裁に提起した。一審、原審とも民執法24条3項により具備されなければならない民訴法118条各号の要件のうち、同条1号に定められている間接管轄の要件が充たされていないことを理由に、X社の請求を棄却した。X社がこれを不服として上告したのが本件である。

**判決の要旨**

原判決破棄差戻し。

1 「人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無については、基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」

2 「……民訴法3条の3第8号の『不法行為に関する訴え』は、民訴法5条9号の『不法行為に関する訴え』と同じく、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えをも含むものと解される……。そして、このような差止請求に関する訴えについては、……民訴法3

条の3第8号の『不法行為があった地』は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。」

3 「……民訴法3条の3第8号の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の場合、原則として、被告が日本国内でした行為により原告の権利利益について損害が生じたか、被告がした行為により原告の権利利益について日本国内で損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる……。そして、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではない……。そうすると、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴え……において、民訴法3条の3第8号の『不法行為があった地』が判決国内にあるというためには……被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあるか、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあるとの客観的事実関係が証明されれば足りるというべきである。」

## 判例の解説

判決の要旨1は、外国判決に付される執行判決を下すための要件の一つである間接管轄は、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成23年法律第36号)」により改正され、2012年4月1日より施行された民事訴訟法(以下「改正民訴法」という。)の3条の2以下により新設された国際裁判管轄の規定に「準拠」して判断する旨を判示したものである<sup>1)</sup>。そして、判決の要旨2は、いわゆる差止請求を目的とする訴えは、改正民訴法3条の3第8号に定められている不法行為の訴えに含まれる旨、及び、そこに定められている「不法行為があった地」の意義を判示したものである。さらに、判決の要旨3は、本件のような差止請求に関する訴えに対して下された外国判決の間接管轄を、改正民訴法3条の3第8号の規定に依拠して肯定するために必要となる管轄原因事実が如何なるものであるかに関して判示し

たものである。

### 一 判決の要旨1について

サドワニ事件最高裁判決(以下「サドワニ判決」という。)<sup>2)</sup>で示された間接管轄の有無を判断するための規範は、改正民訴法施行前のものである<sup>3)</sup>。判決の要旨1は、このサドワニ判決の規範を、改正民訴法の存在を織り込んで表現しなおしたものと<sup>4)</sup>と評価されている<sup>5)</sup>。そして、サドワニ判決で示された規範は、間接管轄の判断基準を、直接管轄の判断基準と表裏の関係にあるとする同一基準説<sup>6)</sup>(=鏡像理論)を採用したとする評価と、これを直接管轄よりも緩やかに解する別異基準説<sup>7)</sup>を採用したとする評価とが存在した。サドワニ判決を踏襲する判決の要旨1も、その評価が同様に分岐している<sup>8)</sup>。

ところで、判決の要旨1の、「外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断」という判断方法は、民訴法118条1号に定められている間接管轄の有無の判断に先だって、当該外国判決を我が国が承認することが適当か否かという判断を必要とする。しかし、民訴法118条各号に定められている要件を充足しているか否かによって、漸く外国判決の承認の可否が決められるはずである。それにもかかわらず、この民訴法118条1号の要件を充足しているか否かの判断以前に、承認することが適切であるか否かという判断が先行してなされていなければならないとする判旨は、循環論といわざるをえず、若干の疑問が残る<sup>9)</sup>。

さらに、改正民訴法以前のサドワニ判決においては、直接管轄についての明文の規定がないという一般の理解の下で、「条理」による旨を判示したものである。しかし、判決の要旨1は、明文の規定として存在する民訴法118条1号の解釈として、間接管轄の有無は明文の改正民訴法3条の2以下の規定に準拠して決定する旨を判示したものである。したがって、本来、法の欠缺を補うという意味での「条理」によることはありえないにもかかわらず、依然として「条理」を解釈基準として挙示した点にも若干の疑問が残る<sup>10)</sup>。

なお、最近の学説の中には、改正民訴法3条の2以下の規定によって、直接管轄の規定が整備され、とりわけ明文化された同条の9の「特別の事情」が弾力的な解釈に親しむことから、裁判例

においても、直接管轄と間接管轄の判断基準が一致する方向に進むことが予想されるという見解も現れている<sup>11)</sup>。しかし、判決の要旨1の「条理」は管轄を肯定するためにも否定するためにも機能する可能性がある<sup>12)</sup>。これを細部の問題を捨象して単純に図式化すれば、判決の要旨1の判断枠組みは、[管轄原因] ± [条理] と表現することができる。これに比して、改正民訴法3条の9に定められている特別の事情は管轄を否定するためにのみ機能するものと解される。これを同様に図式化すれば、[管轄原因] - [特別の事情] という判断枠組みと表現することができる<sup>13)</sup>。したがって、消極的な機能しか有しない「特別の事情」を、たとえ弾力的に解釈しても、これに積極的な機能を果たさせることはできないように思われる。そうしたことから、本件判決の要旨1の「条理」の代替として「特別の事情」を機能させるという解釈は不可能なように思われる。

## 二 判決の要旨2について

最近の多数説<sup>14)</sup>と同様に、判決の要旨2では、国内の裁判籍を定める民訴法5条9号に関して、不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴えが民訴法5条9号に定められている不法行為に関する訴えに該当する旨が判示された最一小判平16・4・8(民集58巻4号825頁)が引用されて、違法行為により権利利益を侵害され、または侵害されるおそれがある者が提起する差止請求に関する訴えは、改正民訴法3条の3第8号に定められている不法行為の訴えに含まれる旨が判示された。

カードリーダー事件最高裁判決(最一小判平14・9・26民集56巻7号1551頁)では、実体権としての米国特許権に基づく差止請求の法律関係の性質は特許権の効力である旨が判示された(特許権侵害を理由とする損害賠償請求については不法行為の効力と法性決定された。)。本件で争われた営業秘密の開示の差止請求も営業秘密が権利化されているならば、特許権と同様に法性決定することが可能である。しかし、実際には「営業秘密権」のような権利化はなされておらず<sup>15)</sup>、営業秘密は不法行為制度によって保護されるべき利益であると思われる。したがって、特許権に基づく差止請求とは異なり、営業秘密の開示の差止請求権という実体権の法律関係の性質は不法行為であると解され

る<sup>16)</sup>。そして、訴えは実体権の実現方法であり、その法的構成も、実現されるべき実体権の性質を反映させたものである。したがって、営業秘密の開示の差止請求を目的とする訴えの国際裁判管轄の有無の判断における法的構成は、準拠法決定における法性決定と同様に不法行為と解される。以上のことから、如上のとおり判決の要旨1には疑問があるが、しかし、仮にこれを前提とするならば、本件の訴えは不法行為の訴えに含まれるという点に関する判決の要旨2は整合的であると思われる<sup>17)</sup>。

## 三 判決の要旨3について

不法行為の国際裁判管轄の管轄原因事実の証明に関する考え方は、客観的事実証明説、一応の証明説、及び、有理性説などに分別される<sup>18)</sup>。判決の要旨3は、間接管轄の有無の判断に当たってもこれらの考え方のうちの客観的事実証明説が妥当することを判示したものである。そうして、直接管轄について客観的事実証明説を採用する旨を判示したウルトラマン事件最高裁判決(最一小判平13・6・8民集55巻4号727頁)を引用して、判決国の間接管轄を肯定するためであっても、基本的に改正民訴法3条の3第8号の規定に準拠する以上は、証明すべき事項につきこれと別異に解するのは相当ではないと判示した。そして、本件のような差止請求を目的とする訴えについては、被告が原告の権利利益を侵害する行為を判決国内で行うおそれがあること、または、原告の権利利益が判決国内で侵害されるおそれがあることという客観的事実関係が証明されれば足りる旨を判示した。

しかし、請求を理由付けるという意味での請求原因事実の一部について、100%の証明(もともと、証明は裁判官に100%確からしいと確信を抱かせるもので同義語の反復であるが、「一応の証明」との相違を明確にするためにあえてそう表現した。)を要することとなる客観的事実証明説を採用した判決の要旨3の結論は、民執法24条2項に定められている内容審査の禁止に反し不当であるように思われる<sup>19)</sup>。そして、こうした結論の不当は、翻って直接管轄に関して客観的事実証明説を採用すること自体が不当であったことの一つの帰結であるように思われる(本件の判例評釈の範囲を超えるのでここでは詳述しない。)<sup>20)</sup>。

●—注

- 1) 本件の係属が改正民法の施行日以前であるため、改正民法3条の2以下の規定については、同法の改正附則2条により本件には本来適用されない。したがって、民法118条の解釈の前提として改正民法3条の2以下の規定に「準拠」した本件判旨が妥当であったか否かについて若干の疑問が残る。道垣内正人「判批（本件評釈）」平成26年度重判（ジュリ1479号）301頁。
- 2) 最三小判平10・4・28民集52巻3号853頁。
- 3) 下級審におけるサドワニ判決の影響の状況については、拙稿「判批」ジュリ1463号124頁参照。
- 4) 若干の表現の異同を捨象すれば、サドワニ判決の判示のうち、「土地管轄に関する規定に準拠しつつ」の部分、本件判決においては、「国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ」に置き換えられて、改正民法を反映する文言となっている。
- 5) 例えば、高杉直「判批（本件評釈）」NBL1032号21頁、渡辺惺之「判批（本件評釈）」リマックス51号146頁、中野俊一郎「判批（本件評釈）」判評672号21頁（判時2241号183頁）など。
- 6) 安達栄司「判批（本件一審評釈）」平成23年度重判（ジュリ1440号）318頁。
- 7) 兼子一ほか『条解民事訴訟法〔第2版〕』（弘文堂、2011年）629頁〔竹下守夫〕、河邊義典「判批」最判解民平成10年（上）473頁、山本和彦「判批」平成10年度重判（ジュリ1157号）299頁、渡辺惺之「判批」判評484号43頁（判時1670号205頁）。
- 8) 高杉・前掲注5）本件評釈22頁では、別異基準説と評価されている（判旨に賛成）。他方、横溝大「判批（本件評釈）」知的財産法政策学研究46号393頁では、この点についての判旨は必ずしも明確ではないとして「やや鏡像理論寄り」と評価されている。なお、道垣内・前掲注1）本件評釈301頁では、本件判旨がいずれの考え方であるのかを明確にしなかった点で疑問があるとされている。
- 9) 道垣内・前掲注1）本件評釈301頁では、「個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断する」という判旨は、他の部分は無意味であり、結局「条理」によるということしか判示していないと評価されている。
- 10) 中野・前掲注5）本件評釈22頁（184頁）では、「国際裁判管轄規則の明文化により、間接管轄の決定につき『条理』を持ち出す必要性はもはやなくなった」と指摘されている。
- 11) 例えば、兼子ほか・前掲注7）書630頁。
- 12) サドワニ判決の「条理」に関する判示は、当事者以外の第三者を訴訟に引き込むための英米法系に固有の訴訟形態である第三当事者訴訟（Third Party Proceedings）に関するものであった。これは我が国では認められていない制度であり、直接管轄の規定には定めがない。しかし、

こうした制度についても、間接管轄では肯定される可能性がある旨を示すための判示であったことが指摘されている（例えば、山本・前掲注7）判批299頁、河邊・前掲注7）判批473頁など）。したがって、ここでいう「条理」は、間接管轄を直接管轄よりも拡大する機能を有していると解される。

- 13) 判決の要旨1を、直接管轄の規定に準拠して間接管轄の有無を判断した後に、さらに、承認の適否という観点から、「条理」に基づく判断を重ねて行うという趣旨と読み取って、〔管轄原因〕—〔特別の事情〕±〔条理〕というような図式と理解することも可能である。このように解したとしても、ここにいう「条理」と特別の事情は同一の機能を果たさない。
- 14) 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系（3）』（青林書院、2002年）94頁、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法（第2版）』（有斐閣、2012年）59頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法1〔第2版追補版〕』（日本評論社、2014年）609頁など。また、立法担当者の解説である佐藤達文＝小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』（商事法務、2012年）69頁。なお、横溝大「判批」ジュリ1417号172頁では、我が国の特許権に基づく差止請求に係る訴えについては、不法行為の訴えに含まれないとされている。
- 15) 渡辺・前掲注5）本件評釈146頁。また、道垣内・前掲注1）本件評釈301頁では、「営業秘密権を観念してその効力と見るのは不自然である」と表現されている。
- 16) 不正競争の防止を目的とする差止請求一般について、これを不法行為と法性決定する学説として、櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻』（有斐閣、2011年）450頁〔西谷祐子〕、横溝大「抵触法における不正競争行為の取扱い」知的財産法政策学研究12号239頁など。
- 17) 所論の理由付けとは異なり、渡辺・前掲注5）本件評釈146頁では、管轄レベルで考慮すべき問題と、準拠法の選択・適用段階で対応すべき問題は区別すべきであることを理由として、本件判旨が肯定されている。
- 18) 学説の状況については、拙稿「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）13号302頁参照。
- 19) 横溝大「判批（本件一審評釈）」リマックス44号140頁。他方、所論とは異なって、外国裁判所の事実認定や法の解釈・適用を「間違えている」としない限り、内容審査の禁止に抵触しないという最近の理解（例えば、早川吉尚「外国判決の承認・執行」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』（ジュリ増刊、2009年）245頁）に従えば、内容審査には該当しないことになる。なお、こうしたことから、内容審査には該当しないと解して判旨に賛成する見解として、中野・前掲注5）本件評釈24頁（186頁）、高杉・前掲注5）本件評釈23頁などがある。
- 20) 客観的事実証明説の妥当性に関する疑問については、例えば、拙稿「判批」ジュリ1315号214頁参照。